令 和 5 年 2 月 17日 厚 生 労 働 省

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく「労災補償業務に関する各 種債権の納入督励及び債権回収等業務」に係る落札者の決定について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく 民間競争入札を行った「労災補償業務に関する各種債権の納入督励及び債権回収等業務」 (東日本ブロック、西日本ブロック)については、下記のとおり落札者を決定しました。

記

### 1 落札者の名称

東日本ブロック:弁護士法人ブレインハート法律事務所 西日本ブロック:弁護士法人ブレインハート法律事務所

#### 2 落札金額

東日本ブロック: 374,000,000円(税込)(※) 西日本ブロック: 312,950,000円(税込)(※)

※ 落札金額は、業務委託期間(令和5年4月1日~令和8年3月31日)の3年間分の額

## 3 落札者の総合評価点

東日本ブロック:145点(※) 西日本ブロック:145点(※)

※ 総合評価点(300点満点) = 技術点(200点満点)+価格点(100点満点)

# 4 落札者決定の経緯及び理由

「労災補償業務に関する各種債権の納入督励及び債権回収等業務民間競争入札実施要項」に基づき、入札参加者(東日本ブロック、西日本ブロックそれぞれ1者)から提出された技術提案書について、外部有識者を委員に含めた技術審査委員会において審査した結果、評価基準を満たしていたため、技術点を評価した。

入札価格については、令和5年1月18日に開札した結果、予定価格の範囲内の価格が提示されたため、価格点を評価し、上記の者を落札者と決定した。

## 5 落札者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

落札者は、業務統括管理者1名、管理責任者2名を配置し、都道府県労働局との緊密な連携を図りながら、納入督励業務、債権回収業務及び第三者行為災害事務に係る 法務相談業務を実施する。

上記の業務のうち、納入督励業務については、①督促状等の作成・発送、②電話督励、③住民票の写し等の取得、④行方不明債務者の現地調査、の順に実施する。

## 6 お問い合わせ先

厚生労働省労働基準局補償課通勤災害係 電話番号 03-5253-1111 (内線 5467)